令和５年５月２日

保護者の皆様

呉市立音戸小学校
校長　平本　悟

5/8 からの新型コロナウイルス感染症対応について（お知らせ）

5/8 から５類感染症に移行する新型コロナウイルス感染症対策については，呉市教育委員会から，次のとおり文科省及び広島県教育委員会の改定に基づいた方針が示されました。
つきましては，学校では，このことに沿って対応してまいりますので，ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

健康観察等	・毎日の検温や提出は不要
マスクの取扱い	・マスクの着用を求めないことが基本 ・着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導
給食等の食事をとる場面	・黙食は不要
出席停止	・児童生徒等の感染が判明した場合は出席停止 ・出席停止期間は「発症後５日経過，かつ，症状軽快後１日」 （学校保健安全法施行規則） ※発症後１０日はマスク着用推奨
感染が不安で休ませたいと相談があった場合	・同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいる場合など事情があり，他に手段がない場合など，合理的な理由があると校長が判断すれば「出席しなくてもよいと認めた日」とすることが可能
臨時休業	これまでと大きな変更はなし

詳しくは次のとおりです。

《具体的な対応》

区分	現行（～5/7）	改定後（5/8～）
健康観察等	・発熱等普段と異なる症状がある場合には自宅で休養 ・登校時に「健康観察表」などを活用して検温結果や健康状態を把握	・継続 ・家庭との連携により健康状態を把握 （毎日の検温や健康観察カード提出は不要）
換気の確保	・気候上可能な限り常時換気 ・十分な換気が確保できない場合はサーキュレータ等換気のための補完的な措置	・継続 ・継続
手洗い等の手指衛生	・外からの教室入室時，トイレ後，給食前後など，流水と石けんでこまめな手洗いを指導	・継続
マスクの取扱い	・マスクの着用を求めないことが基本 ・着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導	・継続 ・継続
清掃・消毒	・清掃により清潔な空間を保つことが重要（清掃活動と別の消毒作業は不要）	・継続
給食等の食事をとる場面	・食事前後の手洗いの徹底 ・大声での会話は控え，机を向かい合わせにしない，向かい合わせにする場合は一定の距離を確保 ・黙食は不要	・継続 ・感染流行時には「近距離」「対面」「大声」での会話を控え，身体的距離を確保 ・継続
出席停止	・児童生徒等の感染が判明した場合や濃厚接触者に特定された場合は出席停止 ・出席停止期間は「治癒するまで」（発症後 7 日経過，かつ，症状軽快後 24 時間として運用）（学校保健安全法施行規則）	・児童生徒等の感染が判明した場合は出席停止 ・出席停止期間は「発症後５日経過，かつ，症状軽快後１日」（学校保健安全法施行規則） ※発症後 10 日はマスク着用推奨
感染が不安で休ませたいと相談があった場合	・同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいる場合など事情があり，他に手段がない場合など，合理的な理由があると校長が判断すれば「出席しなくてもよいと認めた日」とすることが可能	・継続
臨時休業	・地域の感染状況を踏まえ，学校設置者が学校の状況を見て機動的に判断	・継続

（「文部科学省衛生管理マニュアルの主な改定点」による）